

かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第64号

かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則

かがわ総合リハビリテーションセンター規則（昭和61年香川県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（使用料の免除） 第6条 略 （1）～（3） 略 <u>（4） 県内に住所を有する者で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項の規定により交付を受けた医療受給者証に本人として記載されているもの</u> <u>（5） 県内に住所を有する者で、児童福祉法第19条の22第4項に規定する小児慢性特定疾病要支援者証明事業によって登録者証の交付を受けているもの</u> <u>（6） 県内に住所を有する者で、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定により交付を受けた医療受給者証に本人として記載されているもの</u> <u>（7） 県内に住所を有する者で、難病の患者に対する医療等に関する法律第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業によって登録者証の交付を受けているもの</u> <u>（8） 県内に住所を有する者で、難病（知事が指定するものに限る。）の患者に対する当該難病に係る医療受給者証の交付を受けているもの</u> <u>（9） 前各号に掲げる者の介護者1人</u> 2 前項第1号から第8号までに掲げる者は、水泳プール又は体育館を利用する際、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、医療受給者証又は登録者証を提示しなければならない。 3 前項の規定による提示は、同項に規定する手帳、<u>医療受給者証又は登録者証</u>の情報を表示するものとして知事が別に定めるものの提示をもって、これに代えることができる。	（使用料の免除） 第6条 次の各号のいずれかに該当する者については、福祉センターの水泳プール及び体育館の使用料を免除する。 （1）～（3） 略 <u>（4） 前3号に掲げる者の介護者1人</u> 2 前項第1号から第3号までに掲げる者は、水泳プール又は体育館を利用する際、身体障害者手帳、療育手帳又は<u>精神障害者保健福祉手帳</u>を提示しなければならない。 3 前項の規定による提示は、同項に規定する手帳の情報を表示するものとして知事が別に定めるものの提示をもって、これに代えることができる。

別表（第5条、第9条関係）

- 1 略
- 2 略

サービス事業所（療養介護）、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター及び病院の使用料及び手数料については、香川県立病院の例による。この場合において、入院料に加算する病室使用料は、次の表の区分に応じて、同表に定める1日当たりの金額によるものとする。

区分			1日当たりの金額
病院	西病棟	1人室	3,950円
		1人室	3,950円
	南病棟	1人室 <u>便所が設けられている場合</u> <u>便所が設けられていない場合</u>	<u>5,500円</u> <u>3,950円</u>

- 3 略

4 略

利用する研修室、会議室又は調理実習室の使用料の25%に相当する額とする。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の施設の利用の申請に係る使用料について適用し、同日前の施設の利用の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第5条、第9条関係）

- 1 略
- 2 サービス事業所（療養介護）、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター及び病院の使用料及び手数料

サービス事業所（療養介護）、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター及び病院の使用料及び手数料については、香川県立病院の例による。この場合において、入院料に加算する病室使用料は、次の表の区分に応じて、同表に定める1日当たりの金額によるものとする。

区分			1日当たりの金額
病院	西病棟	1人室	3,950円
		<u>中病棟</u> <u>1人室</u>	<u>5,500円</u>
	南病棟	1人室	<u>5,500円</u>

- 3 略

4 附属設備の使用料

附属設備名	金額
<u>コインロッカー</u>	<u>1回につき 50円</u>

5 研修室、会議室及び調理実習室の冷暖房使用料

利用する研修室、会議室又は調理実習室の使用料の20%に相当する額とする。